

見附市選挙管理委員会告示第5号

令和5年4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により投票用紙及び投票用封筒を郵便をもって発送する場合、その発送を開始する日を次のとおり定める。

令和5年3月14日

見附市選挙管理委員会
委員長 岡村 勝元

郵送開始の日 令和5年3月29日